

高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託

評価要領

1 目的

本評価要領は、「高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル」における優先交渉権者の選定に当たり、その評価項目及び評価基準をあらかじめ明らかにすることにより、当該プロポーザルの公平性・客観性を確保することを目的とする。

2 選定方法

(1) 共通項目

高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託に係るに係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。

選定委員会の委員の数は、5人とする。

審査の方法は、次のとおりとする。

ア 一次審査

企画提案書の評価点と機能要件書の評価点と見積書の価格評価点の合計が高い順に二次審査の対象となる上位3者を決定する。

企画提案書の評価点と機能要件書の評価点と見積書の価格評価点の合計が同点の場合は、見積書の総合計金額が低い参加者を上位とし、当該総合計金額も同額の場合は、選定委員会の採決により上位を決定する。

イ 二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答について、本評価要領に基づき評価を行う。

ウ 優先交渉権者の決定

- ① 一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計が最も高い参加者を優先交渉権者として決定し、契約締結に向けた協議を行う。
- ② 最高点の参加者が複数となった場合は、見積書の総合計金額が低い参加者を上位とし、当該総合計金額も同額の場合は、選定委員会の採決により優先交渉権者を決定する。
- ③ 参加者が1者であっても、評価は実施する。

④ 最低点は125点とし、これを下回った場合は、失格とする。

3 一次審査

(1) 企画提案書による評価

企画提案書により、末尾の表1-1（評価項目（一次審査））及び表2（評価基準）のとおりに評価を行う。

企画提案書の評価は、業務仕様書の内容を踏まえ、表1-1（評価項目（一次審査））の評価項目に従って行う。したがって、企画提案書は、業務仕様書の内容を踏まえ、当該評価項目の記載順序のとおりに作成することとする。

表1-1（評価項目（一次審査））における業務提案の評価点は、一次審査に出席した選定委員会の委員全員の点数の平均とし、小数点以下の端数は、切捨てとする。

(2) 機能要件書による評価

機能要件書の評価点は、機能要件書の回答を基に、次のとおり算出する。この場合において、小数点以下の端数は、切捨てとする。

回答		回答基準	点数
標準機能		パッケージの標準機能で対応可能	4
カスタマイズ	無償	無償のカスタマイズで対応可能	4
	有償	有償のカスタマイズで対応可能	3
代替案		パッケージの標準機能及びカスタマイズで対応不可だが、代替案（無償）を提示可能	2
対応不可		対応できない	0

機能要件書の対応可否欄を「有償カスタマイズ」と回答した場合は、機能要件書の備考欄にカスタマイズ費用（税抜）を記述し、見積書の見積額に含めること。（ただし、一部「有償カスタマイズ」対象外の機能要件有り。）

また、「代替案」と回答した場合は、機能要件書の備考欄にその代替運用の方法を具体的に記述すること。

計算式（機能要件書の評価点）
配点（65点）×対応可否欄合計点÷対応可否欄満点得点（480点）

(3) 価格評価

価格評価点は、見積書の金額を基に、次のとおり算出する。この場合において、小数点以下の端数は、切捨てとする。

計算式（価格評価点）
配点（35点）×（一次審査参加者の提案した総合計金額のうち最低見積額／提案者の見積額）

4 二次審査

(1) プレゼンテーション及び質疑応答による評価

プレゼンテーション及び質疑応答により、末尾の表1－2（評価項目（二次審査））及び表2（評価基準）のとおりに評価を行う。

表1－2（評価項目（二次審査））におけるプレゼンテーション及び質疑応答の評価点は、二次審査に出席した選定委員会の委員全員の点数の平均とし、小数点以下の端数は、切捨てとする。

(2) 審査に係る場所及び設備

二次審査の場所は、高砂市役所内の市が指定する部屋で行う。部屋は、30人程度が入れる大きさとする。

二次審査においては、高砂市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することとする。

表1－1：評価項目（一次審査）（別紙）

表1－2：評価項目（二次審査）（別紙）

表2：評価基準

評価基準	評価	点数
優れている	A	配点×1.0
やや優れている	B	配点×0.75
普通	C	配点×0.5
やや劣っている	D	配点×0.25
劣っている	E	配点×0.0